

9月 モニターレポート		担当出張所	山崎出張所
担当区間	檜尾川合流点～大阪京都府境（阪急大山崎駅付近）（右岸28.2～35.4km）		
モニター実施日時	令和元年 9月25日（水）、9月26日（木）、9月27日（金） 時間帯：19:00～21:00		
天 候	快晴・晴れ		

（見出し）
夜の河川敷について。

（内 容）

今回は、過去2回のものんびりした昼間の河川敷の様子を踏まえて、夜はどのようなになっているのだろうと気になり、夜19:00から2時間ほどの河川敷の様子を、3日間連続で見てきました。

その結果、お昼はランナーが走っていたりして平和な雰囲気だった場所が、夜は打って変わり、人が誰もおらず、あまり公園のような雰囲気はありませんでした。

特に道鶴町2丁目以南の道は、車道と歩道が一体化しているので、車がビュンビュン飛ばしており、危険な感じがありました。

そのことは自治体の方も知っておられるのか、道路には事故に関する注意書きが何度も現れていました。しかし、抑止効果があるのかは、残念ながら不明です。

また車道と合流してからは、まだ人の気配があり、川へ降りていく階段付近に自転車が置いてあったり、車が停車していたりしました。

川の方を見ても光が全く見当たらず、何をしていたのか聞いてみたい（もちろん怒る目的ではなく、インタビューとして）と思い、しばらく待ってみました。人が帰ってくる気配がありませんでした。

結局、何をしに川へ降りて行ったのか分かりませんでした。いらぬことに使われていなければ良いのですが。

自転車自体は、学習塾の駐輪場シールがついていたので、下りて行ったのは子どもなのかとも思っていました。

車の方も無人で、河川敷外へ出ていく階段もないところだったので、目的があってそこで停車していたのかもしれませんが。こちらはあまり詮索するのはよした方が良くもありません。



また、歩いている最中に、河川敷と河川敷外とをつなぐ階段に2種類あることに気がきました。手すりのついているものと、そうでないものです。

どのような違いがあるのか気になりました。手すりのついている方が、新しいのか、それとも必要だから後から付けたのか。人が住む場所が近くにあるかないか、でしょうか。

河川敷に街灯が無いのが、人がいない理由かなとも思いました。明かりがあれば、安心して走ることもできます。

真っ暗でしたので、走る場合は、強力な懐中電灯を持っていかないとけません。

しかし、河川敷という場所の特性上、電灯を設置することが困難なのかもしれませんね。予算などの都合なのでしょう。あれば便利で、弊害はあまり無いかなと思いました。

上記のように書いてきましたが、虫の声しか聞こえない河川敷の雰囲気は、ある意味独特で、こんな場所が町中にあるとは想像していませんでした。下流の方に行けば、整備もされ、人もたくさんいるのかもしれませんが、このような人があまりいなくて真っ暗な雰囲気も、個人的には好きですので、利用の事を考えると照明などが必要となってくるのかもしれませんが、このままの状態でも、それはそれで良いのかもしれませんが。

- ・車道と歩道が一体化している道鶴町2丁目以南の道は、事故に関する注意が書かれてあるにもかかわらず、車が飛ばして危なかった。何か改善策が必要では。
- ・道鶴町2丁目以南では、それより北とは違って自転車などが見られ、人の気配が少しだけあった。
- ・全体的に照明がなく、独特の雰囲気があったが、一般に広く利用してもらうことを考えると、明かりなどの整備は必要かと思った。
- ・手すりのある階段とそうでない階段の違いが気になった。



(意見・感想・処置等)

今月もモニターいただき、ありがとうございます。今回は、連日、夜間にモニター活動いただいたとのことで、斬新なレポートに仕上がっていますね。

おっしゃるとおり、夜間は、昼間と違って、人気も少なく、河川敷全体が暗いこともあって、ときには思わぬ危険が潜んでいることもあるかもしれません。貴重なご意見、ありがとうございます。

さて、疑問に思われた点ですが、まず一般的に、公道である道路上での事故等については、各道路管理者の管轄となります。所管の道路管理者の判断となりますが、あまりに目に余るようであれば、所轄警察署や地元からの要望等を受けて、危険行為禁止（たとえばスピード超過、事故多発等）の注意喚起を促すような検討がなされるかもしれません。

次に、河川敷には全体的に照明がないので整備が必要なのではないかとのことですが、河川敷、とりわけ河川構造物である堤防は、計画高水位以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されています。従って、集客を目的に築造されているわけではありません。また、堤防上に不必要な工作物等を設置することは原則認められておらず、むやみやたらと工作物を設置すると、堤防の機能が弱体化してしまう懸念もあります。ただし、河川敷に隣接して住居等がある場合、主に住民の方が電力会社に電力の申込を依頼し、電力会社が河川管理者に電柱等の設置に関する占用申請を行い、河川管理者が真にやむを得ないと認めた場合のみ、占用許可を行うこともあります。（余談ですが、国有地である河川敷の一部を占用（排他独占的に使用）することが認められた場合は、適正な管理や占用料を納めていただく必要があります。）

最後に、階段の手摺りの有無についてですが、流水を安全に流下させるために原則として川表側には手摺りは設置していません。川裏側にあつては、近隣住民の要望により設置させていただいているところもあります。

参考までに、国土交通省淀川河川事務所のホームページをお知らせしておきます。

◆占用許可手続

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/use/process/appli.html>

◆淀川アーバンキャンプ2019

https://www.yodogawa-park.go.jp/yodogawa_uc/

河川敷には、夜しか出会えない動植物、たとえば季節によってはヒメボタルや野鳥もいるとは思いますが、単独での夜間歩行は危ないので、モニターの際は、できる限り明るい時間帯に歩くことをおすすめします。それでは、来月もまた淀川の魅力あふれるレポートを心待ちにしています。